

厚生労働省千葉労働局 定例記者会見配付資料

<イベント情報>

「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

厚生労働省では、過労死等の防止のため全国でシンポジウムを開催します。

千葉会場は下記の日時となります。企業の事例発表、家族の会の体験談発表等もありますので是非ご参加下さい。

「過労死等防止対策推進シンポジウム」(参加無料)

日時:平成30年11月28日(水)14時～17時

場所:千葉市男女協同参画センター ハーモニープラザ

(千葉市中央区千葉寺町1208番地2)

プログラム

[千葉労働局から現状報告]

[講演]

「パワーハラスメントなき社会を目指して

ー「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会報告書」(平成30年3月)を題材に一」

三宅 貞信 氏(千葉市民協同法律事務所 弁護士)

[企業による事例発表] キッコーマン食品株式会社
広栄化学工業株式会社

[家族の会より体験談発表]

※詳細は別添リーフレットのとおりに

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ



千葉会場

過労死等 防止対策推進 シンポジウム

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命や心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。

本シンポジウムでは有識者や過労死をされた方のご遺族にもご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について探ります。

参加
無料

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

日時

平成30年11月28日(水)

14:00~17:00 (受付13:30~)

会場

千葉市男女共同参画センター
ハーモニープラザ

(千葉市中央区千葉寺町1208番地2)

[定員] 200名

主催：厚生労働省 後援：千葉県

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

千葉産業保健総合支援センター、千葉県労働基準協会連合会、連合千葉、千葉労連、いのちと健康を守る千葉県センター、千葉労災職業病対策連絡会、千葉土建、千葉過労死弁護団、千葉労働弁護団、千葉県経営者協会

プログラム

「千葉労働局から現状の報告」

[講演]

「パワーハラスメントなき社会を目指して」

「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会報告書」(平成30年3月)を題材に

三宅 卓信 氏（千葉市民協同法律事務所 弁護士）

【企業による事例発表】 キッコーマン食品株式会社
広栄化学工業株式会社

「家族の会より体験談発表」

講師プロフィール

三宅 貞信 氏

千葉市民協同法律事務所 弁護士

2007年 弁護士登録。

千葉市民協同法律事務所

所属団体 日本労働弁護団(常任幹事)

千葉労働弁護団(事務局長)

千葉過労死弁護団

労働事件、外国人事件(家事、入管、行政)を中心に活動

会場のご案内

千葉市男女共同参画センター
ハーモニープラザ

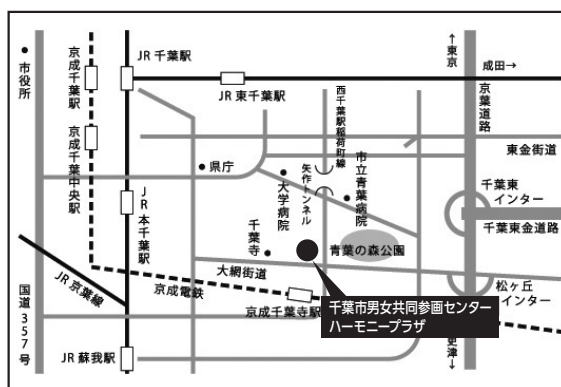
(千葉市中央区千葉寺町1208番地2)

・京成電鉄千原線「千葉寺駅」下車、徒歩6分

駐車場が利用できないため公共交通機関をご利用ください。

参加申込について

- ▶ 会場の都合上、事前の申し込みをお願いします。
(定員に満たない場合は、当日参加も可能です)
- ▶ 申し込みはWeb又はFAXをお願いします。
- ▶ 参加証は発行いたしません。そのまま当日お越しください。
- ▶ 定員超過の場合のみ、電話でご連絡いたします。



●Webからの申し込み：以下ホームページをご覧ください、申し込みをお願いいたします。

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索

●FAXでの申し込み：以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。

FAX 番号 03-6264-6445 過労死等防止対策推進シンポジウム 受付窓口 行



スマートフォンで
QRコードを
読み込んで下さい。

過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

●次の該当する□に✓をお願いいたします。

- ☐ 経営者 ☐ 会社員 ☐ 公務員 ☐ 団体職員 ☐ 教職員 ☐ 医療関係者 ☐ 弁護士
☐ 社会保険労務士 ☐ パート・アルバイト ☐ 主婦 ☐ 学生
☐ その他 []

お 名 前	ふりがな	ふりがな
4名以上のお申込みは、 別紙（様式自由）にて FAXしてください。	ふりがな	ふりがな
電話番号		
企業・団体名		

※申し込みいただいた個人情報は、主催者が適正に管理し、シンポジウム運営のみに使用いたします。

(お問い合わせ先) 電話：0120-053-006 E-mail：karoushiboushisympo@p-unique.co.jp 株式会社プロセスユニーク



チェック しなくちゃ。 最低賃金

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。
使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

今年も変わります！



千葉県 最低賃金

平成30年
10月1日から
〈時間額〉

895円

27円
UP



最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>

WEBで確認！

最低賃金制度

検索



最低賃金に関するお問い合わせは
千葉労働局または最寄りの労働基準監督署へ
千葉労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/>

最低賃金制度って何？

✓ 働くすべての人に、
賃金の最低額（最低賃金額）を
保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの
働き方の違いにかかわらず、
すべての労働者に適用されるんです。

チェックの方法は？ ☒ チェックしたい賃金を時間額にして、
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。（※3）

1 時間給の場合

時間給		最低賃金額（時間額）
円	≥	円

2 日給の場合

日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≥	最低賃金額（時間額）
円		時間		円		円

3 月給の場合

月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≥	最低賃金額（時間額）
円		時間		円		円

4 上記1,2,3が 組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で
各手当（職務手当など）が
月給の場合

- ① 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額（時間額）

（※1）最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当

（※2）日額で定められている特定最低賃金の対象となる場合 日額に換算した額 ≥ 特定最低賃金額

（※3）詳細な計算方法や、歩合給の場合のみの計算方法は労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。



スマホ、携帯で
自分の地域の
最低賃金を
チェックしましょ！

賃金の引上げを支援します。

業務改善助成金

- ✓ 生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。支給対象者と支給要件、助成金は一定の条件があります。

詳しくはWEBで確認！ [業務改善助成金 検索](https://www.mhlw.go.jp/gyomukaizen/) 業務改善助成金 <https://www.mhlw.go.jp/gyomukaizen/>

専門家による無料相談を実施しています

- ✓ 賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

働き方改革推進支援センター <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html>

中小企業
事業者の
皆さんへ



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。（H30.9）